

議案第 27 号

和光市個人情報保護条例等の一部を改正する条例を定めることについて

和光市個人情報保護条例等の一部を改正する条例を次のとおり定める。

和光市個人情報保護条例等の一部を改正する条例

(和光市個人情報保護条例の一部改正)

第 1 条 和光市個人情報保護条例（平成 12 年条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(利用停止の請求) 第 28 条の 3 何人も、実施機関に対し、自己の個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該各号に定める措置を請求することができる。 (1) 第 6 条若しくは第 7 条の規定に違反して収集されているとき、番号法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第 29 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該個人情報の消去 (2)~(4) (略) 2 (略)	(利用停止の請求) 第 28 条の 3 何人も、実施機関に対し、自己の個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該各号に定める措置を請求することができる。 (1) 第 6 条若しくは第 7 条の規定に違反して収集されているとき、番号法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第 28 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該個人情報の消去 (2)~(4) (略) 2 (略)

(和光市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 和光市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成 27 年条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。第28条の2において同じ。)に規定する記録に記録された特定個人情報という。</p> <p>(4)~(6) (略)</p> <p>(個人情報の提供先への通知)</p> <p>第28条の2 実施機関は、訂正等の決定等により個人情報の訂正等をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先(情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正等に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その内容を書面により通知するものとする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</p> <p>(4)~(6) (略)</p> <p>(個人情報の提供先への通知)</p> <p>第28条の2 実施機関は、訂正等の決定等により個人情報の訂正等をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先(情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正等に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その内容を書面により通知するものとする。</p>

附 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

平成29年3月24日提出

和光市長 松本 武洋

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い所要の改正をしたいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。